

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成27年度第2回総会議案書

日時 : 平成28年1月18日(月)13:15～
場所 : ふくしま中町会館 6階 北会議室

目 次

議案第1号	28年産米生産数量目標の地域間調整の取り組みについて（案）	1
議案第2号	28年度産地交付金について（案）	7
議案第3号	平成27年度歳入歳出補正予算（案）について	15

議案第1号 平成28年産米生産数量目標の地域間調整の取り組みについて（案）

平成28年1月18日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

1. 平成28年産水田農業の取り組みに関する基本的考え方

国から本県に対し配分された平成28年産米生産数量目標は335,933トと27年産米生産数量目標対比▲3,617ト減となった。

また、生産数量目標の設定とあわせ、平成29年6月末民間在庫数量が近年では低位の180万ト水準となる「自主的取組参考値」が平成28年産米でも設定され、本県に対しては平成27年産米「自主的取組参考値」対比▲1,814ト減の332,316トが示された。

本県としては、良食味米産地としての強みを生かした主食用米の生産振興を基本として、作付け再開地域も含めた県全体の水稻作付面積の維持・拡大および需要に応じた主食用米生産の推進をはかるため、飼料用米を中心とする非主食用米の生産拡大による「水田フル活用」の取り組みを更にすすめることを基本として平成28年産水田農業に取り組むものとする。

2. 生産数量目標の地域間調整の取り組みについて

(1) 地域間調整の取り組みに関する基本的考え方

ア. 浜通りにおける作付け再開地域は拡大しているものの、平成28年産米においても依然として東日本大震災や原発事故の影響により作付できない地域が見込まれる。このため、国から配分された生産数量目標の確保と震災等により被災した稲作農家の所得確保を図るため、作付けできない地域と米の生産余力のある地域との間で、生産数量目標の地域間調整を実施し、県内水田を最大限に活用した「需要に応じた主食用米生産」に取り組むものとする。

イ. 平成28年産米においても生産数量目標の深堀りに対するインセンティブ（生産数量目標を下回って生産した面積に対する5,000円/10aの産地交付金の追加払い）が設定されることから、「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」として県間調整は実施しない。

ウ. 生産者が早期に「制度別・用途別生産計画」が策定できるように、迅速に地域間調整の確定に向けた取り組みをすすめる。

(2) 地域間調整のすすめ方

ア. 生産数量目標の調整にあたって、基本は地域内（地域農業再生協議会内等）での農業者間調整を優先して行う。

イ. 地域内（地域農業再生協議会内等）で調整しきれない場合には、県内での地域をまたいだ方針作成者等（地域農業再生協議会）間調

整を行う。

ウ. 具体的には、

- ①要調整生産数量目標が「出し手」超過の場合は、「受け手」数量を津波・地震の被災地の「出し手」に優先的に配分し、残り数量は他の「出し手」希望方針作成者等（地域農業再生協議会）に按分のうえ地域間調整を実施する。
- ②要調整生産数量目標が「受け手」超過の場合は、それぞれの「受け手」意向について、平成27年産米地域間調整実績、需給調整の取り組み動向および「水田フル活用」の取り組み状況等の観点から精査をおこない、必要な調整実施のうえ「受け手」方針作成者等（地域農業再生協議会）に按分のうえ地域間調整を実施する。

(3) 地域間調整取り組み日程および申し込みにあたっての留意点

ア. 取り組み日程の基本的考え方

- ①地域農業再生協議会において、平成28年度水田農業対策への取り組み方針を決定し、方針作成者等（地域農業再生協議会）間調整を実施する場合は、生産者の意向調査を早期に実施し、2月末までに「出し手」「受け手」とも「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」に調整意向数量を申し出る。
- ②「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」は申し出にもとづき生産数量目標の調整を実施のうえ、3月末までに「出し手」「受け手」に決定数量を通知する。
- ③以降については、地域間調整の取り組み状況をふまえ、必要に応じて別途提起する。

イ. 申し込みに関する留意点

- ①「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」からの地域間調整数量決定通知後の数量変更は認めないものとする。
- ②このため、「出し手」は確実に地域間調整数量を確保するとともに、「受け手」は「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」から通知された地域間調整数量にもとづく調整料金を確実に支払うこととし、その旨当初申込書に記載・誓約のうえ生産数量目標の地域間調整数量の申し込みを行うものとする（様式別紙のとおり）。

(4) 調整料金

28年産米の生産数量目標地域間調整料金については、27年産米の需給・価格動向等を踏まえ20円/kg（税込・27年産対比+5円/kg）とする。

以上

<添付資料>

- ・別紙2「生産数量目標等の補正について」
（「需給に応じた米生産の推進に関する要領」より抜粋）
- ・平成28年産米生産数量目標の地域間調整の申し込みについて
（報告様式）

別紙 2

生産数量目標等の補正について

第1 生産数量目標等の補正

- 1 認定方針作成者又は地域農業再生協議会の代表者（以下「認定方針作成者等」という。）は、他の認定方針作成者等との間で生産数量目標等の譲渡等を行うことにより、生産数量目標等を補正することができる。

なお、当該補正を適切に行うため、認定方針作成者等は、方針参加農業者及び非参加農業者から生産数量目標等の補正結果について、様式参考例を用いて報告させること等により、地域内の補正の実態の把握に努めることとする。

- 2 認定方針作成者は、1の補正を行った場合には、別紙様式第2-1号に別紙様式第2-2号の写しを添付して、速やかに、地域農業再生協議会の代表者に報告する。
- 3 地域農業再生協議会の代表者は、地域内の補正結果を取りまとめ、別紙様式第2-3号により、都道府県農業再生協議会の代表者に報告する。
- 4 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめる別紙様式第2-3号により、速やかに生産局長に報告する。

第2 補正後の生産数量目標等の通知

認定方針作成者等は、第1による補正を行った場合は、6月15日（当該日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める休日に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。以下同じ。）までに、補正後の生産数量目標及び面積換算値を、方針参加農業者等に通知する。

平成28年産生産数量目標地域間調整申込様式
(報告期限：平成28年2月29日(月))

平成28年2月 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
会長 川上雅則 殿

団体名： _____

代表者名： _____ 印

平成28年産米生産数量目標の地域間調整の申込みについて (報告)

このことについて、以下のとおり報告します。

1. 申し込みの有無 (該当する方に「○」をつけてください。)

<input type="checkbox"/>	平成28年産生産数量目標の地域間調整を申し込みます。
<input type="checkbox"/>	平成28年産生産数量目標の地域間調整を申し込みません。

2. 平成28年産生産数量目標の地域間調整の申込みについて

(1. で「平成28年産生産数量目標の地域間調整を申し込みません。」と報告した場合、以下の記載は不要です。)

_____ (団体名記載) は、別紙のとおり28年産生産数量目標の地域間調整希望数量を報告します。なお、この報告数量にもとづき「福島県水田農業産地づくり対策等推進等会議」が調整し、当協議会 (あるいは方針作成者等) あてに通知された調整結果については、当協議会 (あるいは方針作成者等) は、責任を持って「出し手数量」の確保あるいは「受け手数量」の引き受け (地域間調整料金の支払い) をおこなうことを誓約します。

以上

(別紙)

市町村名	受け手申込数量(kg)	出し手申込数量(kg)
	(生産数量目標の増加申込)	(生産数量目標の減少申込)
うち方針作成者内調整		
合 計		
うち方針作成者内調整		

議案第2号 28年度産地交付金について（案）

平成28年 1月18日
 県 水 田 畑 作 課

1 産地交付金とは

地域の実情に即して、水田で生産する麦・大豆等の戦略作物の生産性向上等の取組や、野菜等の地域振興作物の生産を支援するものであり、平成24年度の農業者戸別所得補償制度の本格実施に併せて産地資金として創設された。

県は、国から配分された資金枠の範囲内で助成内容を設定できる。また、県の判断によっては配分枠をさらに地域農業再生協議会等に配分し、地域独自に助成内容を設定することができる。

平成26年度からは、産地交付金に名称が変更され、地域の魅力的な産品（主食用米を除く）の産地づくりに向けた取組をさらに支援する観点から、産地戦略枠が創設された。

なお、産地交付金は国から事業の加入者に直接交付されるが、県及び地域農業再生協議会は、需要が期待できる非主食用米の作付の目標や導入する技術など。今後3～5年間の水田活用の取組方針を記載した水田フル活用ビジョンを作成し、これに沿って産地交付金を活用する。

2 福島県への年度別枠配分

（単位：百万円）

年 度	配分額	内 訳	
23 年度	6 2 8	221	その他作物の作付実績に応じた配分
		363	22年度モデル対策の激変緩和調整枠
		21	畑地における麦、大豆への配分
		23	生産数量目標減少量に応じた配分
24 年度	6 6 3	前年度内訳 +35	生産数量目標減少量に応じた配分
25 年度	7 1 3 (当初)	前年度内訳 +50	生産数量目標減少量に応じた配分
26 年度	1, 2 1 6 (当初) 内 産地戦略枠 5 7 4	前年度内訳 +503	生産数量目標減少量に応じた配分 主食用米以外の作付面積に応じた配分
27 年度	1, 2 1 6 (当初) 内 産地戦略枠 6 4 5	前年度同額	
28 年度	9 7 3 (当初1回目) 内 産地戦略枠 7 1 7	前年度配分額の8割を交付 残りは取組状況を踏まえて10月以降配分	

3 各関係機関の役割

- (1) 県
産地交付金の助成内容の設定
- (2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
産地交付金の助成内容の設定に関する支援
- (3) 地域農業再生協議会等
県からの枠配分の範囲内での助成内容の設定、対象作物の要件確認

4 平成28年度産地交付金の活用方法

- (1) 国からの配分方法が変わり、27年度配分額12億1,600万円の8割が当初配分額とされ、残りは戦略作物等の取組状況を評価した上で、10月以降に追加配分されることとなったが、県域枠の設定に当たっては、残り2割の追加を含めた満額配分を前提とする。
- (2) 生産調整推進の柱を飼料用米とし、28年産米の生産数量目標達成を目指す。
- (3) 酒造業者の増産計画に基づく酒造好適米の純増分は、生産調整にカウントされることに加え、県として生産振興を図ることとしているため、酒造好適米の純増分に対して、新たに産地交付金を設定する。

5 配分の考え方

- (1) 県域枠の設定
県域枠は、これまで地域協議会での不用残と深掘りへの追加交付金を活用して交付しており、単価調整を前提にしてきた。
28年度は国からの配分方法が変わるが、これまでと同様、追加配分の多寡等の変動要因については県域枠で吸収することとし、満額配分を前提に設定する。
このため、国からの2回目の配分が想定より少ない場合や取組が想定以上に増えた場合は、交付単価は減額となる。

【当初配分】

(7) 加工用米助成（継続）

酒造向け等の需要の見込める加工用米の生産を推進するため助成を継続する。
助成単価については27年度と同額以内とし、複数年契約助成と併せて、生産を支援する。

a 助成単価

12,000円/10a以内（計画面積 450ha、2,439トン）
（複数年契約で別途、国から12,000円/10a助成）

b 要件

- ①生産性向上、コスト低減のための取組
- ②生産の団地化、集積に資する取組
- ③共同乾燥・調製施設の活用、収穫機械等の共同利用
- ④前年度に不作付地だった水田での取組

(イ) 飼料用米助成（継続）

専用品種での取組を基本とし、27年産以上の取組拡大を目指す。種子が十分確保されていないことや、コンタミ等をおそれる農家心理も考慮すると、一般品種の取組を除外することはできないことや28年産米の生産数量目標の達成をめざす観点から、28年度も一般品種に10,000円/10a以内を交付する。

（多収性専用品種を作付けした場合には別途、国から12,000円/10aの助成）

a 助成単価

10,000円/10a以内（計画面積 4,000ha、21,680トン）

※ 作付面積及び国からの2回目配分額により単価は変動するので、1万円の交付を保障するものではない。

b 要件

- ①コスト低減のための取組
- ②生産の団地化、集積に資する取組
- ③共同乾燥調製施設の活用、収穫機械等の共同利用
- ④前年度に不作付地だった水田での取組

(ウ) 地力増進作物等助成（継続）

「米作付困難地域における地力増進作物等助成」については、東日本大震災から4年を経過し、パイプライン等水利施設等の復旧が進んだものの、以前として水稲作付が困難な水田が存在するため助成を継続する。

a 助成単価

10,000円/10a以内（計画面積 10ha）

b 対象地域

次のいずれかの水田とする。ただし、福島県営農再開支援事業を活用して地力増進作物等を作付けできる水田を除く。

- ①「東日本大震災に伴う水稲作付困難地域畑作促進緊急措置について」に基づく、水稲作付困難地域指定申請書の地域内にある水田
- ②津波被害を受けた水田のうち、塩分濃度が高い等により水稲作付けが困難な水田

(I) 酒造好適米助成（新規）

本県の酒造業界は、品質的に高い評価を受けており、地元産米を使用した日本酒づくりへの意向も強く、県産酒造好適米への要望は高い。このため、酒造好適米の作付拡大を推進し、県内酒造業界への供給拡大を図るとともに、新規需要米への作付誘導により需給均衡を図るため、助成する。

a 助成単価

5,000円/10a以内（計画面積 20ha、105トン）

b 要件

- ①生産数量目標の枠外で新規需要米としての取組
- ②コスト低減のための取組
- ③生産の団地化、集積に資する取組

- ④共同乾燥調製施設の活用、収穫機械等の共同利用
- ⑤前年度に不作付地だった水田での取組

【国からの追加配分】

(7) 備蓄米助成（継続）

主食用米の需給調整の取組を推進するため、落札数量に応じて追加配分される配分枠を活用し、備蓄米への助成を継続する。

単価は、国からの交付単価とする。

a 助成単価

7,500円/10a（計画面積 3,690ha、20,000トン）
（優先枠の数量）

b 要件

国の備蓄米として落札したもの

(イ) 複数年契約助成（継続）

加工用米について、3年間以上の契約による取組に対して助成する。

単価は、国からの交付単価とする。

なお、(7)の加工用米助成との重複助成を可能とする。

a 助成単価

12,000円/10a

b 要件

3年間以上の契約に基づく取組

(ウ) 多収性専用品種助成（継続）

飼料用米、米粉用米について、多収性専用品種による取組に対して助成する。

単価は、国からの交付単価とする。

a 助成単価

12,000円/10a

b 要件

多収性専用品種（需要に応じた米生産の推進に関する要領」別紙3別表に記載された品種及びたちすがた又はアキヒカリ）による取組

(I) そば・なたね助成（継続）

平成26年度より、「水田活用の直接支払交付金」の戦略作物助成から産地交付金に移行したそば・なたねに対して助成する。

a 助成単価

20,000円/10a（二毛作は15,000円/10a）

b 要件

①農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

②排水対策

(オ) その他

主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った都道府県に追加配分される枠（5,000円/10a）については、飼料用米の県域枠助成に活用する。

- ※・各助成の要件等は、東北農政局との協議を経て後日決定される。
- ・各配分枠については、所要額が配分枠を超過した場合は、単価調整を行う。

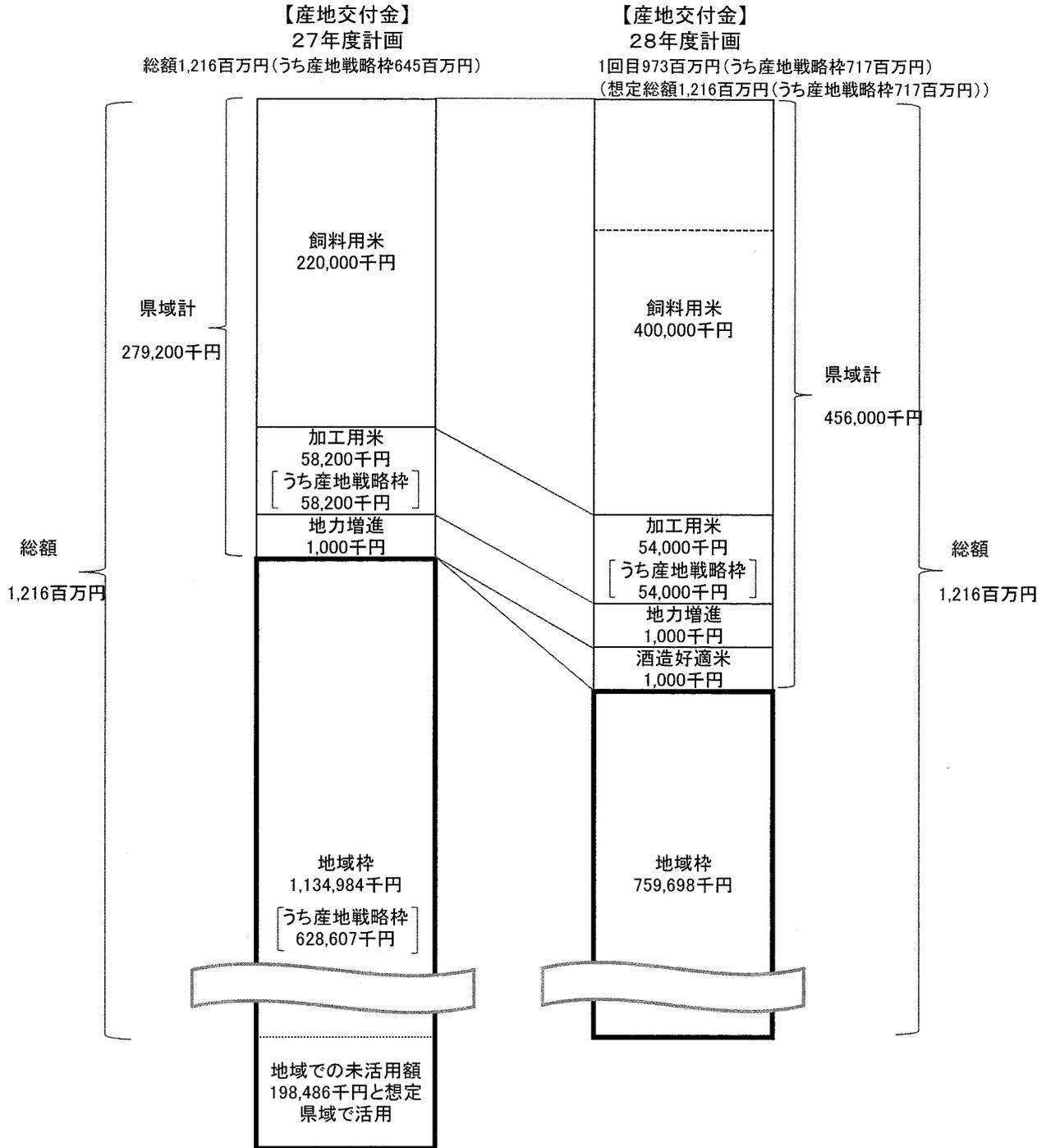
(2) 地域枠の設定

地域においては、産地戦略枠を有効に活用するため、振興方策に掲げる収益性の高い園芸作物の導入による複合経営の確立や、地域の魅力的な産品（主食用米を除く）の産地づくりに向けた取組への支援をさらに拡大させる。

- (ア) 地域協議会への配分に当たっては、12億1,600万円満額交付されると仮定した上で、まず、県域枠として飼料用米（一般品種）に4億円、加工用米及び地力増進作物等助成に5,500万円、酒造好適米（純増分）に100万円の計4億5,600万円を設定し、地域協議会への配分額を7億6千万円とする。
- (イ) 次に、避難町村に配分していた額は、最終的に実績分を除いて県全体で活用していたことから、28年度については県の留保分として、各協議会の取組実績を評価して追加配分に用いることとする。留保分は、7億6千万円に対する避難町村の27年度当初配分額のシェアを用いて算出し、5千万円とする。なお、避難町村に対しては、一律10万円を配分し、実績に応じて追加配分する。
- (ウ) 以上により、避難町村を除いた地域協議会へ配分する枠を7億1千万円とし、27年度の活用実績額のシェアにより配分額を算出する。
- (エ) 留保分は、6月30日の申し込み期限後に取りまとめられた飼料用米の取組実績等を参酌し、該当する地域協議会へ追加配分する。
- (オ) なお、全県を挙げた飼料用米の取組推進が必要であることから、各地域協議会においても飼料用米（一般品種）に対して、5,000円/10a程度の交付金を設定するよう要請し、県域枠の交付額が減額調整になった場合でも、県域枠と地域枠の合計で10,000円/10a程度が確保できるようにする。

産地交付金の活用について

平成28年1月18日



※備蓄米助成、複数年契約助成、多収性専用品種助成、そば・なたね助成は、取組実績に応じて追加配分される予定であり、表示していない。
 ※主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った都道府県に追加配分される枠(5,000円/10a)については、飼料用米の県域助成に活用する。

平成28年産非主食用米等の生産者手取り額のイメージ(試算)

平成28年1月18日

項目	単位	数式	飼料用米		飼料用米 (一般品種)	備蓄米	加工用米		酒造好適米	主食用米	
			(専用品種)	(一般品種)			(3か年契約)	(単年契約)		数量目標内	地域間調整
収量水準	kg/10a	A	602	542	542	542	542	542	542	542	542
交付金等	円/10a	B	90,020	80,000	0	0	20,000	20,000	0	7,500	7,500
産地交付金(県域)	円/10a	C	12,000	10,000	7,500	5,000	12,000	12,000	5,000	0	0
販売価格(消費税込)	円/60kg	E	1,500	1,500	11,340	830	8,640	8,640	12,700	12,100	12,100
流通諸経費(運賃・包装代等)	円/60kg	F	1,500	1,500	1,500	1,500	1,750	1,750	1,750	2,000	2,000
生産者手取額(60kg当たり) (交付金等含む)	円/60kg	G	-	-	-	-	-	-	-	-	1,200
生産者手取額(10a当たり) (交付金等含む)	円/10a	I	102,020	90,000	96,388	106,240	94,240	103,915	103,915	98,737	87,897

(備考)販売価格等の算出根拠

飼料用米	専用品種の収量は平成27年産福島県10aあたり平年収量(1.7mm ² ヘース)542kg/10aより1俵多いとした。
備蓄米	27年産相対取引価格(H27.12全銘柄平均価格13,245円/60kg・税込)から流通諸経費を控除した価格を参考に設定。
加工用米	県内集荷事業者等からの聞き取りを参考に設定。
酒造好適米	27年産相対取引価格(H27.12福島県中通りコシヒカリ12,093円/60kg・税込)価格を参考に設定。
主食用米	27年産相対取引価格(H27.12福島県中通りコシヒカリ12,093円/60kg)価格を参考に設定。

・流通諸経費については、県内集荷事業者等からの聞き取りを参考に設定。

・地域間調整料金は、20円/kgとした。

・生産費については、同一条件で生産していると仮定し、比較試算に含めていない。

平成28年産そば・なたねの生産者手取り額のイメージ(試算)

項 目	単位	数式	そば
収量水準	kg/10a	A	52
交付金等			
畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)	円/10a	B	28,056
産地交付金(県域)	円/10a	C	20,000
45kg当たり交付金等	円/45kg	$D = ((B+C)/A \times 45)$	55,449
販売価格(消費税込)	円/45kg	E	8,010
流通諸経費(運賃・包装代等)	円/45kg	F	1,500
生産者手取額(45kg当たり)	円/45kg	$G = D + E - F$	61,959
生産者手取額(10a当たり)	円/10a	$H = G / 45 * A$	71,597
			数量払 面積払
			13,030 / 45kg 13,000 / 10a

項 目	単位	数式	なたね
収量水準	kg/10a	A	32
交付金等			
畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)	円/10a	B	25,141
産地交付金(県域)	円/10a	C	20,000
60kg当たり交付金等	円/60kg	$D = ((B+C)/A \times 60)$	84,639
販売価格(消費税込)	円/60kg	E	6,240
流通諸経費(運賃・包装代等)	円/60kg	F	1,500
生産者手取額(60kg当たり)	円/60kg	$G = D + E - F$	89,379
生産者手取額(10a当たり)	円/10a	$H = G / 60 * A$	47,669
			数量払 面積払
			9,640 / 60kg 20,000 / 10a

(備考)販売価格等の算出根拠

そば	全農聞き取り価格
なたね	農業経営統計調査(23年産販売単価)

- ・流通諸経費については、県内集荷事業者等からの聞き取りを参考に設定。
- ・生産費については、同一条件で生産していると仮定し、比較試算に含めていない。

議案第3号 平成27年度歳入歳出補正予算(案)について

平成27年度歳入歳出補正予算書総括表

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計】

(単位：千円)

区 分		予算額	補正額	補正後予算額
会計区分	科目	①	②	① + ②
I 水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等会計	歳入額	971,530	▲2,959	968,571
	歳出額	971,530	▲2,959	968,571
	差引残高	0	0	0

【補正内容】

● I 水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等会計

①水田農業改革支援事業補助金の減額 ▲5,000千円

(減額理由：予算設定時、事業見込額で予算を設定したが、事業実施計画が確定したため見込の減)

②稲作農業体質強化事業補助金の増額 2,041千円

(増額理由：平成26年度分返還分を本県全体の交付決定額として全額活用することにしたため、返還額を含めて繰り越し分として交付された)

I 水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等会計収支予算

1 収入の部

(単位：千円)

科 目		27年度	補正額		補正後 予算額	備 考
大科目	中 科 目		増	減		
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	15,000	0	5,000	10,000	
	2 福島県営農再開支援事業補助金	6,900	0	0	6,900	
	3 稲作農業体質強化事業補助金	142,000	2,041	0	144,041	
2 委託金	1 飼料用米流通円滑化事業委託	1,500	0	0	1,500	
3 負担金	1 負担金	2,500	0	0	2,500	
4 前年度 繰越金	1 一般管理費繰越金	1,000	0	0	1,000	
	2 稲作農業体質強化事業費繰越金	2,630	0	0	2,630	
5 地域間 調整料金	1 受入調整料金	800,000	0	0	800,000	
収入合計(A)		971,530	2,041	5,000	968,571	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目		27年度	補正額		補正後 予算額	備 考
大科目	中 科 目		増	減		
1 管理費	1 一般管理費	18,300	0	5,000	13,300	
	2 営農再開支援活動費	6,900	0	0	6,900	
	3 稲作農業体質強化事業費	144,630	2,041	0	146,671	
2 専門部会 費	1 飼料用米部会活動費	1,600	0	0	1,600	
	2 稲WCS部会活動費	100	0	0	100	
3 地域間調 整料金	1 支払調整料金	800,000	0	0	800,000	
支出合計(B)		971,530	2,041	5,000	968,571	

3 差引残高(A-B)

0千円